

琉球大学学術リポジトリ

講義ノート：経済政策各論 東京女子大学講義

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38479

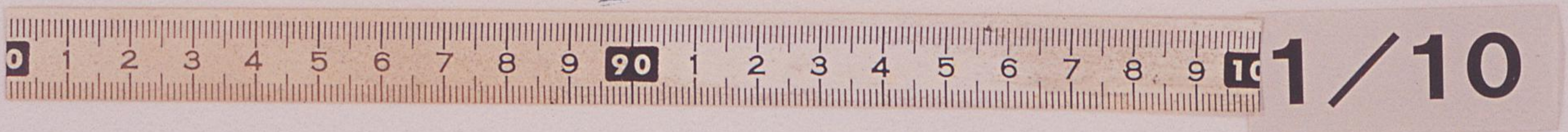
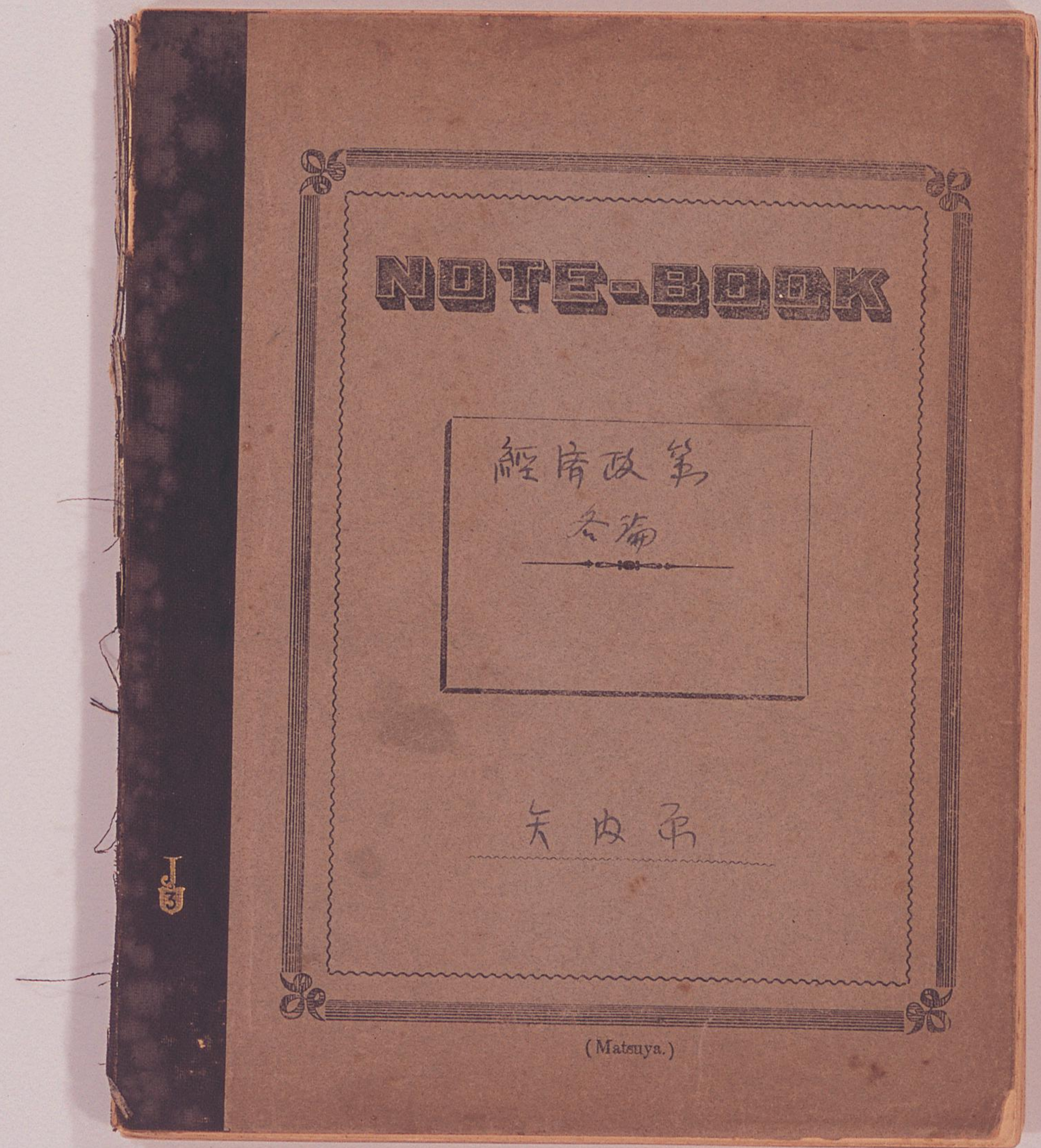
矢内原忠雄文庫

史料名	経済政策各論 [1923.東京女子大学講義]
封筒番号	513
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成17年11月22日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号： 513

史料名	経済政策各論 [1923.東京女子大学講義]
資料形態	ノート
枚数	40
頁数	80
縦 (cm)	21
横 (cm)	16.5
厚さ (cm)	
書誌的事項	講義ノート 記述は40枚目まで 今泉分類記号： Y



经济政策

1953. 在女子大学讲课

第二编 各论

第一章 人口政策

第二章 救济政策

第三章 劳働者政策

第四章 土地政策

第五章 農業政策 金融政策

第六章 工業 技术 技术 = 国内政策

第七章 商業 对外贸易

~~第八章 交通~~ ~~内河~~ ~~交通~~

~~第九章 住宅~~

14回

Conrad, Grundris II. S. 521 —

natural checks... misery, vice, crime
moral restraint (prevention)

第一章 人口政策

人口が子孫絶後に影響をおよぼすは、数、分布、及び年齢による構成の
三要素にあり、このうち政策の対象たり得べきは始めの二要素である。

第一節 人口数に関する政策

人口増加は~~生産~~消費を可能ならしめ、市場を拡張し、従って先住地
からの需件を、人口はまた兵力と供給力の増大を又労働の制
限を大にせし、是を資本主義の発展の促進には多数人口の存在を必要と
するは明らかなる。定額主義の人口増加を奨励せしむる政策と実行
せしむるは改良の如くなるが、其後何世に亘りて絶後の交通は人口の増加に伴
うは絶好の条件を具す。

然るに Malthus の人口論によれば、人口増加は必ずしも進歩を現
にせず、消費の方面に於ては一人当たりの食物量を減少せしむる結果
misery と増加するものとする。其の理由は、^{人口増加は}土地の限界に達するに
至り、Malthus の所論人口の法則 (Law of Population) によれば
は次の諸点に及ぶ。

- (a) 食物は非全量に消費せしむるに従って地力を減少するに因り、
人口増加と共に自然に増加率を低下せしむる Spencer 等の
説論あり。然れども土地の限界なきのみならず、併し、
故に人口増加率の減少は常に人為的制限に依るべきものである。
- (b) 人は一人に食物を供給するに因りて人口増加による social
misery と苦痛に足らざるは、穀食の限論あり。其の理由は、
~~土地の限界に達するに因りて~~ 土地の限界に達するに因りて、
と受けしむるは他人の犠牲に因りては、是れ social misery

1840代 Ireland の薯莖不作の時に起きた飢饉
India の米穀輸出

除却の政策と使用から、人口増加に伴い ^{生産} ~~生産~~ 的に食糧増産を促す
べしとの見解は予定に反す。

(1) Malthus は食糧の生産のみに着目して生産力の増進を希望して
おす ~~Banbury~~ 等 死傷学術の主張あり。貧し人の生活を支えるは穀食
物のみにあらず ^富 一故の Wealth による。生産の技術及設備の
進歩は生産競争を高め土地の収獲 ^{進歩} 及び別に打ち勝つて食糧の
量を増産し、且つ Wealth の増加は購買力の増加を意味する故に
生産力に増進せば人口増加の趨勢は人類の持業を地理的に押し
出す。更に生産は増加せば便宜におき social misery は
食糧の配分不足に著しく ^{購買力の欠乏} 購買力の欠乏に著しく ^{此の故に} 故に
富の分配を公平にして貧民の救済を ^{（一）} 進めば ^{（二）} 貧民生活の支
持力は非常に増進すべし。故に Malthus の議論は ^{（三）} 抱憂の
由り ~~人口増加は生産を増加させ~~ 且つ ~~生産増加は分配の~~
懸念は ~~更に多数の人口を~~ ^{（四）} 支拂わねば ^{（五）} 人口増加と生産増加
の ^{（六）} 両者の ^{（七）} 増進を共にせむ時

と見れば ^{（八）} 他の方情に同一故に人口増加は ^{（九）} 社会状態の
平衡を disturb し social misery の発生を ^{（十）} 導く傾向を ^{（十一）} 生じ
るの平衡状態を脅威する也。

人口増加は生産力及分配の状態と密接な関係ありとせよ。故
に人口増加を奨励すべしや、制限すべしや 或は之を自然に放任すべ
しや 各平均各時代の社会生活の要求によりて之に解決せしむ

と ^{（十二）} 論ず ^{（十三）} 然るに ^{（十四）} 普通 ^{（十五）} 移民 ^{（十六）} Immigration
(1) 人口増加は ^{（十七）} 自然増加 ^{（十八）} 及び ^{（十九）} 移住 ^{（二十）} による ^{（二十一）} 故に ^{（二十二）} 人口の自然増加は

米の Immigration Restriction Law of May 19, 1921
 米の輸入許可状... 外国人... 1910年, census in nationalities
 米の出生率... 3% 増加

政府の許可状
 地権... Grundherr, 許可状
 Zunft ... Meister 技術者
 町, 家族 ... 町許可状
 Bayern 1808年, 法律 ... 犯罪者及外国人に對し嚴重な制限
 を置く (出生率増加)

(日曜) 日六十月十年二十正天

罹災者を移民に

海外興業が具體案作製

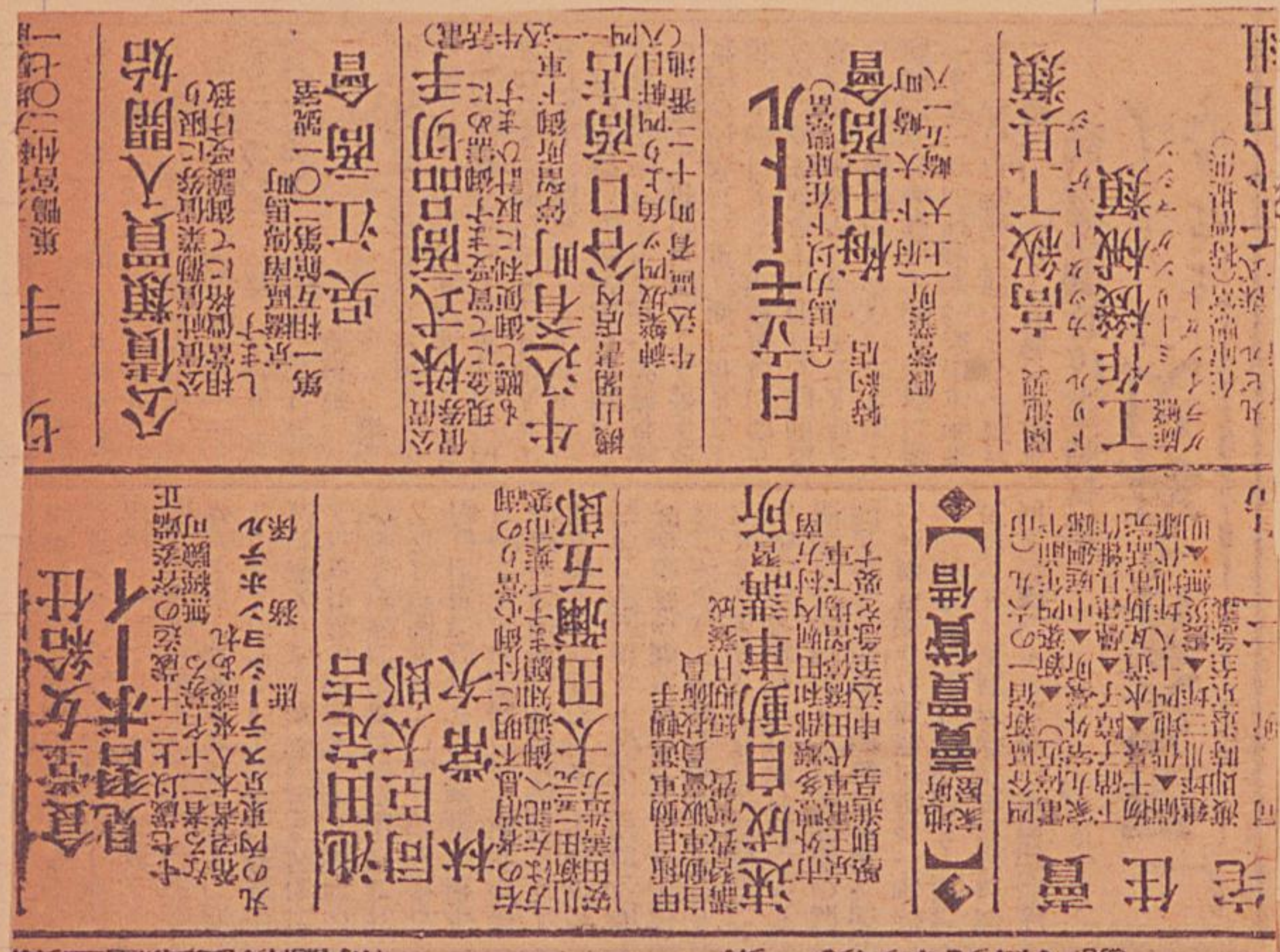
海外興業中央會はさきに震災と同... 時に罹災民の善後處置として移民... 唯一の移民會社なる海外興業は... 海外協會の組織と策勵して最近同... 様の組織を感ずると同時にこの際... 災民の海外移住を容易ならしめる... ため適當なる方法を講ずるとな... り目下具體案作製中であるがこ... が出来れば相當巨額の資金の補... 助を政府に申請する構想でこの資... 金を以て一面には海外に土地を購... 入して耕池を經營し他面には移住... 費の贈還を行ひ罹災者がバラック... 小屋の建設費等で容易に移住し得... るやうにしたいとの希望であるこ... れに對し政府は震災に對する海外... の同類も厚く大規模の移住を行ふ... には最も良い時機であり又罹災民... の移住は望ましいことではあるがこ... れに多額の資金を補助するとは資... 金使途の緩急の上から判断して果... して適當なりや否やに付いて相當... の考慮しなげばならないとの意見... のやうであるから罹災民移住費が

大正七年	1,000	八年	1,000
九年	1,000	一〇年	1,000
一一年	1,000	一二年	1,000
一三年	1,000	一四年	1,000
一五年	1,000	一六年	1,000
一七年	1,000	一八年	1,000
一九年	1,000	二〇年	1,000
二一年	1,000	二二年	1,000
二三年	1,000	二四年	1,000
二五年	1,000	二六年	1,000
二七年	1,000	二八年	1,000
二九年	1,000	三〇年	1,000

政府の奨励(未婚者の処罰又は得税, 既婚者の課税免除等), 出生の奨励(奨励金又は得税免除), 衛生状態改善による死亡率減少により促進し得べし. 今日積極的に人口増加の政策を執るは伊國也.
 一、その既婚の条件有物に人口増加の大きき時は他國の人口を吸収す. Immigration 人口増加の著例也.
 (一) 人口増加に對する制限 本國に對しては出生率の増加及び死の減少に對しては最も合理的なものと. 直接に人口を制限する政策は元來自然の趨勢に反するが故に其論者多くは等國主義の初め人口増加の急激な増加を抑制し, 出生率の制限, 出生率の制限, Birth Control, 出生率の向上に伴ふ晩婚の奨励等並に海外移住 (Emigration) の人口過剰を緩和することに有效なる方策ありとは世人の往々に唱ふる如く人口の移出は自國の人口過剰に對する移民吸収國の人口に對する需要に基づく故也. 自國に對する有利なる移住の条件を定めれば政府は移民を奨励すべし. 移民の移出の徴収金は先此に基き, 而して移民の増加の復元と効果を得べし. (Spainの有力移民は Cadix, Ireland人は Ulster 州, 195年人口増加甚多. Russian Jewの America 移住. 1881-1908年 200万人. 1905年 190万人. 此の人口増加の略數) 人口の制限に對しては皮肉な制限を以て之を主張は人種改良 (Eugenics) と稱せり. (Galton, 元著. 1865). 北米合衆州 Indiana 州 (1907), Connecticut 州 (1909) は既に之を實行す. 移民の制限に對し犯罪人, 癩癩人, 白癩, 癩癩者に一定の

説明 ターゲット

この原本は
一部文書が
糊付けされています



nationality

政府の奨励(未踏者の処罰又は得税、政府者の課税免除等)、出生の
 奨励(奨励金又は得税免除)、衛生状態改善による死亡率減少により
 促進し得べし。今日積極的に人口増加の政策をとるは伊国也。
 次いで一子の死後の存続権利に人口増加の政策をとるは伊国也、
 人口を吸収する移民(immigration)は人口増加の一例也。
 (一)人口増加に際しては出生率の増大及び死亡率の
 公平な減少に努むべきに合理的なり。直接に人口を制限す
 る政策は元来自然の趨勢に反するもの故に其論議多し。伊国は
 了り又弊害を伴ふもの故に、政府の奨励、出生に制限、
 Birth Control、先住者向上に伴う晩婚の奨励等並に海外
 移住(Emigration)の人口過剰を緩和することに有効なる方策な
 りとは世人の一般に唱ふる所なり。人口の増減は自国の人口過剰に
 対して移民吸収の人口に制限を課すに基く切なり。自国に制限す
 べし有利なる移民条件の存続に努むべき政策を以て移民を奨励すべ
 し。移民の海外移住の徴収は自国に基く。而して
 移民を奨励すべしは自国に人口の自然増加を生じ得べし。移
 民は人口増加の復元効果あり。Spainの移民移住はCádiz、
 Ireland人はUlsterに、1955年に人口増加地なり。Russian Jewsの
 America移住、1881-1908年 200万人、1905年 110万人、1910年 140万人(人口増加の一例也)
 人口の制限に際しては質的制限を以て之を主として人種改
 善(Eugenics)と称せり。(Galton, 1865)。北米合衆国
 Indiana州(1907)、Connecticut州(1909)は既に之を實行す
 べし。移民に對しは犯罪人、常習犯罪人、白痴、癡愚者に一定の

* Oppenheimer は人口の都市集中は ~~大~~地主制の下に ~~農業労働者の~~
回復を促すに努めし。之を補ふには ~~農民~~ ^{農民} ~~農業労働者の~~
地位をよぶに努めし。Siedlungsgenossenschaft 等を以て
地位を回復し得べしとせり。

下村千代子著

山村の農民生活

十分に attractive なる。故に都市化の長所即ち同化の principle を
応用し 同化の程度、耕種生産の向上、権利の保護、及び都市化の抑止と
獲得とを以て ~~之を~~ Oppenheimer の ~~Siedlungsgenossenschaft~~ の試み
とせり。即ち農民の生活は単に都市の ~~海濱~~ ^{海濱} のみに於ては、知識階
級の都市集中に甚しく大なる故に農民の生活改善を以て ~~農民生活~~ ^{農民生活} と
農民生活を可なり。

(二) 由一國の未開拓の地方に人口を ~~移す~~ ^{移す} 土地を ~~移す~~ ^{移す} 12
~~移す~~ 移すの ~~費用~~ ^{費用} 又 ~~土地~~ ^{土地} 及び ~~土地~~ ^{土地} 不足の土地を ~~開拓~~ ^{開拓} するは原料の
供給を増やし市場を拡張し一國の富を増進するに ~~人口~~ ^{人口} 分布上
有益なる結果を果す。故に各地方に ~~移す~~ ^{移す} 土地 ~~移す~~ ^{移す} (ドイツ
北海運河) を行し、土地の拂下、公債の危険、旅費の支給等の方
法を以て ~~移す~~ ^{移す} (ドイツ、北海運河)。

(三) ~~農村に工業を~~ ^{農村に工業を} 工業の都市集中の勢を減じて或は ~~農村~~ ^{農村}
地方に分布する ~~方針~~ ^{方針} 及び ~~農村~~ ^{農村} ~~移す~~ ^{移す} 工業 (砂糖製造、
醸造等) は農業地に設くる時は ~~人口~~ ^{人口} 分布上 ~~移す~~ ^{移す} 一國集中
を ~~移す~~ ^{移す} Baden はその好例なり。

Henry George: Progress + Poverty.
河上博士. 社会思想史

社会思想史. 河上博士

A. Weber: Armenwesen und Armenpflege.

第二章 救済政策

又此の述は貧窮を根絶せず。今日尚多数の人の所謂貧乏線以下に生活せざるは悲しむべき事実なりとす。貧乏線とは自己及家族の^{最低}生活必要費を自己の努力若くは社会によりて支弁せざるを得ざる程度に生活能公を以てするの社会観念にして時代と場所とによりて異なるを得ず。此を最低生活必要費といふは餓死せざるばかりの最低生活必要費とのみならず其社会観念に従ひ人として生活すべしとの最低社会的必要費を意味するものと解せざるべからず。貧乏の原因は種々あり

一. 収入の不足

1. 意思の欠乏 (労働忌避, 浪費者)

2. 能力の欠乏 (労働能力の欠乏)

a. 個人的理由に基づくもの。(病氣, 不具, 出稼人)

b. 社会的理由に基づくもの。

1. 労働争議 (Strike, Lockout). 持株株押

2. 持株株押, 婦人+児又は弱労働力の使用, 其他生

産関係の変更

3. 景氣, 不景氣の交替 (恐慌, 戦争)

c. 自然的理由に基づくもの。(天災, 收穫不良等).

二. 支出の過多

1. 扶養すべき家族数の多きこと

2. 享樂的消費の多きこと (Alcoholismus)

3. 家政の不反端

(停職17 - 改正 - 272)

* ~~又 疾病 労働者に対する 疾病、傷病、療養、老齢~~
 等の協定なきに保険を判定するは 近き進め
 主権の行使也 否なり。

- (1) 労働者の保険金納付に労働者は権利として助けを
 要求し得。
- (2) 労働者、使用者及國家の強迫を範圍にす
- (3) 疾病に際し年金を享受す。

1881. Reg. 17. <i>Arbeitsversicherung</i>	<i>Krankheit</i>	疾病	<i>Arbeitnehmer</i>	<i>Arbeitgeber</i>
	<i>Unfall</i>	—	—	—
	<i>Invalidity u. Alt</i>	—	—	—

1908 *Old Age Pension Act.*
 1911 *National Insurance Act*

貧窮に對する政策は 防貧及び救貧の二方面あり。防貧とは、貧窮の
 發生を未然に防止し 他人の慈善を頼むの切を降命せしむるものなり
 此の政策の理想と相違あり。而して今日の貧窮の発生は 基礎
 的ものに於ては 分配の不安定によるは 何人も認めざるを得ず
 防貧政策は 此の點に 最も注意を置くべきなり。 反して救貧とは
 一旦貧窮の生じた後、之を緩和せしむるに 目的とするものなり 社会的
 施設なるものに 生産分配の方面に 互に 施設を為すを要す。且つ
 別に 永年の 救済を 豫定せず 各人の 自主自力を 進捗援助を
 要するなり。

今前記貧窮の原因の順序に従ひ 救貧政策の大體を述べて。

1. 貧窮の管理を 避けるに 必要なるものは 之を 救済せしむる 理由なし、故
 に 労働者に 對しては 懲罰 取戻を以て 之を 禁ず。
2. 自ら 労働せんと 欲する 能はざる 個人的原因により 發生する
 病氣、老衰、不學等の 生理的原因に 對しては 他人の 援助の外
 社会衛生的 設備により 痲瘋、梅毒、花柳病、チフス 其他の 惡
 疫 撲滅を 期せしむる 爲め 救済の 必要に 對しては 教育によ
 り 就業の 便を 与ふる。 又 出獄人の 如き 社会的 惡友を 有する
 者には 適當の 保護を 供せしむ。
3. 生産關係の 變更に伴ひ 屬々多數の 失業者を 出さし 近き 競争に
 負ける 原因の下に 於て 特に 甚しく、且つ 一度の 業を 失はば 甚
 恢復は 至難にして 自己の 力に 依りて 復す。 今日の 国内 死傷 救済
 等に 之に 似て 往々「飢饉の 飢饉」を 供する。 而して 失業は 社会の
 最大 病害に 至る 社会的 不安の 最大 原因なる 故に 之の 救済は

英、 移民利用による工業失業者救済のありか ^{1827年}
 毎年 95,000人、 移民を派遣し、 (移民は年々 24,000人位)
 1832年 - 103,140人 移民を遣った。
 1840年 crisis の時には 民衆委員会が 移民を救済する
 ことを決めた。(2年1 - 1位1年)

„Arbeiterkolonien“

Klumper, Armenwesen, I. Einleitung.
 Handwörterbuch der Staatswissenschaften, S. 929-930

Birthcontrol は帝御者 ^と 帝の bourgeoisie の主張?

政府にこれ以上の必要はない。在野の如く功利的視眼を脱却するも帝
 御者可使用之の立場に依りて之を得る今日。社会各人の生活と死生
 存の保障は区域視眼に基くべきの所である。
 一 加に 過食の傾向、一 加に 多量の失業を著し、今日の現
 在の失業率の増加に對しては、特殊の困難に
 今に至るこの失業率の増加の爲には、失業期に生活費を減らし、或
 は失業保険を制定し、或は失業給付金、失業協同会を組織し、
 或は海外通商関係も良好にし (英米の對露政策) 又は公共事業の
 多量に對して直接補助の帝御の科金と提供すべきである。海外
 移民による失業救済は、~~一時の~~ 一時的な救済にとりて効果的 (空
 多かる)。且つ一時に多量の移民を遣う事は、女子に於て種族學の
 學問振興の對策の不足を以て、その發展を阻害す。(Leroy-
 Beauhien, de la Colonisation chez les peuples modernes)
 又貧民を植民地に遣はすことは、女子の状況を改善せんことを
 亦 漢水。 (1) 貧民は通常大の努力がある。 (2) 植民地を遣はす。 (3) 植民地に於て
 又、一國內に於て、失業率又は貧民を ~~救済~~ 救済的條件の有する、他地方
 に 移住せしめ、又は 内地移住を促すは、実益ありである。
 4. 自然的原因による失業率に對しては、前述の ^{救済的} 救済を適用せよ。
 5. 小児数の多きことは貧家の大なる原因に對す。児童は一定の年
 齢に達すれば、即ち収入の源泉となる。救済設計に於ては、貧民の救
 済は即ち家族おさよりの多しといふ。
 6. Alkohol の食糧の大原因なりとは世人の信する處に、一面の
 理を合す。故に米子の如く、控律を以て、酒精の製造消費を禁むるに

* 貧窮の子因反也可致は上述の如し。之に於ては貧窮は多しの場合に
 道徳的救済の對象たるべきなり。社会的公権行使の制
 限と女子理由なき切当。貧窮は多しは社会的動物也。而かも
 貧民の生存の公平に希望を解せずとは不道の論なり也。(普通選挙
 と納税資格論)。

幼少年期に於て "scattered homes" の制度 (Sheffield 24 年) の
 田舎の homes に子供を置き "Hanselton" の下に家庭的に生活
 せし recreation せよ。又 労働の技術を教授す。

* 1908 Old Age Pension Act 1871 年田舎に於ては
 老齢者に對して outdoor Relief を認むるに至りしなり。

至るまで 酒飲物の制限はたゞ酒類の元根を要なり。然るに ^{労働者の} 精神
 飲用は貧困に原因を成せしめて居るが如きが、労働条件に對する不協
 和の由不愉快等を嗜する人々を以て労働者は酒に耽るべきなり。故
 に労働者の生活条件の改善は Alkoholisimus 防止の第一條件なり。(甲
 労働者の早婚と貧窮の關係も同じ)。

7. 救済会計 衛生 貧民救済の施設に於ては知識と收入に授けらる
 救済事業 有益なり也。*

貧民救済は自費に於て之を以て公の設備に於て之を以て之なり。之
 に對して 聖王は莫く救済の法律なり。救済のため 英王の Poor Law は
 1601 Elizabeth の時制定せられたるに 労働能力なき者 救済せらるべきなり
 労働能力ある者と労働せしむるに於て救済院の制を定めて 1795 年
 に至り 院舎設備の設計 節制に於て 節制の先決条件を得ざる者は自費
 に於て救済せらるべきに定められた。然るに之は之を以て極端なものと
 評定せられたるに 1834 William IV の時に廢せられた。貧民は自費に救済院に
 收容し 男女の別を区別し 單に飢餓を充たせしむる程度に留め置
 られし。行動の自由を制限し 労働を強制せり。この苛酷な待遇は十九世紀
 中に於て 以て 聖王の改革に於て 2 年間に改革せられたるに 病人及幼少年
 等は Workhouse に入らず 別個の設備に收容し 而して 壯年者は救済院に入
 るべきなり。之を以て 今に於ては Workhouse は 貧民の 養老院 たるに在り*

貧民救済は 宗教的慈善として 或は公的慈善として 行はれる。私的
 救済事業に於て 最も 功ありは 各種宗教團體なり。此れらの事業の地位は
 第一なる要なり。

Inmate Mission 1780 Johann Hinrich Wichern. 707264
 offizielle

英子

Vingerverein. ^{Paris 学生 8人, conference 24, 25, 26. 110 名. Lauen.}
 Elisabethverein. ^{女子}
 Salvation Army
 City Mission.

然るに 市民救済の發達に伴い 救済と社会同僚の多量たるを認めざる
 可し。英子に於ては 1601年の救済法に於て各 Parish 毎に overseers of
 the poor の職を設けしむるに 任命せしむる ^{救済の事務} 長官に 地方長と徴収長とを
 設けしむる 1834年の法律に 2 poor law commissioners なる中央機
 関を設けしむる。1871 local government board に合併せしむる。漸次救
 済機関は 市制化せり。既に於ける救済法は 1870年の Gesetz über
 den Unterstützungswohnsitz を基礎とし 地位の平等に 基き 社会同
 僚に於て 貧乏扶助の義務あることをせり。即ち 地方同僚に於ける救済事務は
 当然に 社会同僚の 寄附行為によりしむる (1788 Hamburg の Armen-
 anstalt)。1853年 Elberfeld は 主として 市の公費をなし 全市を多額の
 小區に分ち 各區に 各充當の 方面委員と 置き 個人的の 救済施設に 基
 しむる (Elberfelder System)。然るに 救済事務の 各方面に 及びしむ
 るに伴い 市内の 行政を 受けしむる 政策的 委員を 之に 併置せり (1900. Strasburger System, 社会 区画)。即ち 救済事務の
 發達は 従ひ 之の 基となる 救済の 部門を 設け 独立の 一般行政事務と
 發達せしむる可し。例は 既に Volksschule 又は Sparkasse
 の如し。

英子に於ては 近年 内閣制に 社会 福利施設せしむる 救済に 於
 ける 国家の 役割は 甚だ 活発に 1914年の 救済法を 以て 之れ 爲す

此處存世の故に於て 塚崎判官の影写大如切りのとを
全紙行す也。

Engels: Die Lage der arbeitenden Klasse in England 1845.

Putnamerinnen

Lesky: Democracy and Liberty 1898.

"Even the history of the African slave-trade hardly reveals more horrible abuses than may be found in the early days of the factory system in England."

(Vol II, R 407)

工場法
英法

1878. Factory & Workshop Consolidation Act.

10歳以下労働者禁止: 10-14歳禁止, 14-18歳及女子10歳以下

1901. Factory & Workshop Act.

14歳以下禁止: young persons 12歳以下 (14歳以下20歳以下)

1897. Workmen's Compensation Act.

1911. National Insurance Act.

第三章 労働者政策

政策の終向目的より見れば労働者に與る政策は既成政策の半を占むると言ふを得べし。而してその重要さは産業革命以後既成政策の資本化と社会思想の民衆化に伴ひ着々その重要さを増加したり。機械の応用による産業現成の变革、労働者の状態を既成的地位を不平等なものの道徳上及健康上不良の影響を與へたることは Engels の英訳労働者に與る叙述を待たず我々の紡績工場の状態に於て即ち得べし。而して社会主義者の論じ如く労働者の状態は産業の資本化と共に絶對的に悲惨化するにありしに相対的意味に於て食糧の急激な騰貴を基とし、且つ其状態の絶對的悲惨化を防止するものは資本主義の産業競争の自発的運行に對する社会的反投の結果なり。労働者に與る既成政策は如何なる形と如何なる程度に此反投を退去すべきの政策に於て労働者の賃銀を據る程度を以て地位を改善し更に之に完全なる生産者、独立の人格者たる地位を以て之を保障の目的あり。労働者保護の立法は前者の政策に於て産業自給は後者の政策なり。前者は現在資本主義的既成政策の下に於ける政策に於て後者は現在の既成政策に根本的の变革を齎すものとすべし。

近き労働者保護の立法は英法の Health & Morals Act to regulate the Labour of Bound Children in Cotton Factories (1802) を嚆矢とし爾來各國共に工場法及健康維持の規定により各國労働者に對し一定年齢以下の幼年者の従業を禁止し、~~少年者及び~~少年者及び女子の労働時間を制限し夜業を禁止し、賃銀支拂は通貨におよ

一般労働者に對する待遇及労働時間
休日及び休養時間を定む

英

人々労働者制
 英乙 - 1875年 (1917年改正)
 英丙 - 1919年以後法律規定の改正の歴史... 845.

1875年以前
 労働時間 - 1日57時間
 Mindestzulassungsalter 12歳
 労働時間 - 1日16時間

* Friendly Society
 Hilfskassen

1881. Dec. 17. Arbeitsversicherungsgesetz

	Arbeitnehmer	Arbeitgeber
Krankheit 病状	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{3}$
Unfall	—	全部 (労働者加入強制)
Invalidität u. Alter	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$ (福利のZuschlussあり)

英
 1908 Old Age Pension Act. 毎週扶助金45p (税金15p)
 1911 National Insurance Act. 疾病及失業保険の労働者強制.

英

と定め (Truck-system 禁止), 危険予防及び衛生上の設備を命じ, 労働
 上の傷害に対する使用主損害賠償の責任を規定した。而して労働時間
 1919年 Washington の労働会議に於て失業者扶助, 女子労働者保護等の
 外 最低労働者年款を十四歳とし, 十八歳以下の夜業を禁止し且つ八時労働
 時間の原則を協定せり。日本は極めて不徹底なり 1916年 (1916) 以後
 而して制定後五年に於て初めて工場法を實施せり Washington 会議の
 協定に於ては 英の例外を突進せり。

故意又は重大な過失に基かば労働上の傷害に於て使用主の賠償の責を
 有せざるは 英の Workmen's Compensation Act (1897) に其の如
 くに認めらる。此の労働者の疾病, 療疾, 老年, 失業等には
 1. 是は 共同の相互保険によるか或は一般の保険会社によりて
 故にせらる。療疾老年等に対しては 共同の基金及び 労働
 者一般の保険会社は 悉く官制的に於て 疾病, 失業等の 賠償の責を
 負ふ可成之旨に於て 簡易なる 相互保険を制定し 使用主及労働者
 を 12 強制加入せしむるは 近き世界の 立法の 実行の 要なり。其
 の 利益と 責任は 次の 三なり

1. 労働者は 保険金納付の 義務として 故に 責任を負ふ
2. 疾病に際し 早く 手当てを受くるに 依る 保健上の 利益
3. 労働者, 使用主及 資本家の 責任を 範圍にする。

工場法の 規定は 通常 賃銀 申付 賃銀 決定 には 及ばず, 且つ 1911
 年 時代 賃率に 於ける 賃銀 決定の 規則は 自由主義の 交通に 依りて 廢止

也(1813) 今に至るまで二十を距りて再び此の例となり英
には 1909 Trade Boards Act により 裁縫、靴、紙、製紙、製糖
等の職業に於て 使用主 労働者 及び 二者の代表者 による 最低
賃金 協定の 規則を定め 1912 Coalminers に対し 1917 製糖
労働者 に対し 同様の 規則を定めたり。 蓋し 労働契約の 手続上の
理由に基き 労働契約の 内容上の 規則の 次々に 確立して 来る
事なる 所は 各方面に 及び 見るに 足らん。

労働契約の 自由の 原則の下に ありて 然るに 他々の 労働者の 交渉と
あつた時は 此の 自由は 単に 形式的の 空気に 止まる。 故に 労働者
組合 協会の 自由を 認め 同様の 交渉権を 与へ 是は justice 上
の 事なるに 拘らず 高次の 貴族に 是の 年々の 苦闘を 蒙り 英に 於て 是の
1871 Trade Union Act により 始めて 此の 自由を 認め 1874 の
法律により 他人により 行はれ たる 時 犯罪となる 行為の 罪を 此の
行為に ついて 犯罪と みなすの 規則を 立てたり。 我々が 未だ 労働
協会の 公認 であるに 時代 遅れ たる也。 蓋し 此の
公認は 労働 争議を 頻りに し 社会の 秩序を 乱す こと 爲す 者 甚
し。 正すべし 不正に 存在 せば 争議 せざるに 却て 社会を 害す
ものなり。 労働協会は 労働者に 秩序の 訓練を 与へ 却て 不
秩序な 争議を 減少 せしめ 共に 自覚を 高め 結果を 得る 効果
果 顕著 なる也。

労働者の 団結 に対し 使用主は 亦 同様の 自由を 許す べし。 而して

労働 争議に 関する 職人の 職会は 是の時 是の 時 strike, lock-out 等の 争議 あり。 是れ 争議 あり。 是れ 争議 あり。 是れ 争議 あり。

工業裁判所 1806. 21 1890.
 和解 英 1889 } 1867年以後和解仲裁制実行の時
 調停法 英 1896

労働者の消費者としての地位を認め、その間にあり得る毎に毎年調
 停和解の制度を設け、争議起るとは、^{仲裁} 使用主及び労働者~~と~~ 業裁判
 所又は工業調停局に附して決定するは strike 又は Lock-out
 と為さる。工業調停委員等は或は政府の任命とし (Canada)
 或は使用主及労働者側の両者の委員を遣ひ公平なる者と爲す
 とす (英)。此の和解の制度は死地にしてはより可なりとて其実効は
 労働者裁判争議の争議紛争防止に對する度合いに依り得る。
 労働契約に關する法律上の争議に對しては ^{法律上} 過半数裁判所~~と~~ 多額の
 簡便にして許す費用を欠し、且つその取扱に對する知識を要す
 べからず、過半数裁判所によらずに労働裁判所と改む可也。
 労働問題の解決は労働者を使用主の対抗として解決すべからず、
 産業内に於ける労働者の地位を改^善し、産業の機械化規則化より
 労働者を解放せしめ、^{労働者} 産業内^{に於ける} 労働条件の制定に關しては
^{労働者} 之を使用主と同等の地位に置かざるべからず。前記英国内
 には賃銀協定に關する Trade Board の如きもの一例あり。
 彼等によれば 20人以上の労働者を使用する工場及商店に於て労働者
 の委員 (Betriebsräte) と置き、毎年定率の時期、賃銀を協定す
 時期、賃銀額、決定、解雇は或る種の除却期を以て之を以てし、
 使用主は之と協定を以て労働規則を制定する義務を課せら
 れ、此の委員制は尚資本主義の地獄内に行はるべき可なり。労働
 者の Proletariat 化を完全に防ごる爲めには労働者自身
 資本家の状態、即ち所謂資本家の手に出でざるべからず。消費者
 たるは消費者として、生産者たるは生産者としての労働者の地位を確立

労働者の階級別
{ 組織労働者 } organized labour
{ 非組織労働者 } unorganized labour

労働市場 (Labour Market)

Mittelstandspolitik

社会階級の地位は

以上述べた労働階級に節制労働者のみの階級に於ては階級
界に於ける下級の無階級労働者 (Angestellte), 下級官吏及び教員
階級と共に自己の努力により中流以下に^昇進する社会各階方
面に共通の傾向あり。然し同級階級の階級によりその階級の
社会的地位の強さを異にするのみ。

国家は此等の階級に於て^{此等}労働者の自由行動に放任はせず、
社会的需要の正負に因りて積極的に労働階級の労働の干
渉を試み、更に公益に用ゆる大企業体、企業又は公共団体
の死守に務めし。此れ階級的の弊害をなく故あるに宜し
的に労働階級を解決せしめんとするは公正であるに於て strike
の絶えざるに知らるべし。故に国家は^{社会的必要に於て}階級の争いに及ばざる限
り産業自治の趨勢を援助せしむ可とす。

Die Schafe fressen die Menschen (Thomas Moore)
Sport frisst die Menschen (Lloyd George)
(Damaschke: Bodenreform S. 441-2)

第四章 土地政策

自然物、^{若し}自然力は生業の基礎的條件なるに所謂自由貸賦にて
價格を有せり。土地も亦貸借は無立世價格大りの地上に人類の
行はれ大つと共に種貸賦となり。その故は新舊の共有地との
次第に私有制の認めし。且つ封建政治の衰微や産業革命の結果
土地の分割譲与、農民の労働の自由認めらるに至り、土地兼併
行はるるに共に農民は従来の共有地^にに付入賃権を失ひ独立農
業者としての地位を失ふに至り。かくて土地所有は廣くは大
地主制 (Latifundia)、中流自作地主、及び小地主の三種あり。
一はローマを懐いたり稱せらる Latifundia にて、一は自己
の自作耕作地をとり得る幾分の面積を所有する。一は其の
耕作のみには生計を立て得る幾分の小面積を所有するなり。
Latifundia は機械その他工業的用途と農用の便益ありても
若し^備改良を怠りて~~或~~牧畜、狩猟又は娛樂用に使用せば、單に
生業の利益を望むのみならず農民の失業を夥しく出す。尤も其
土地を自ら耕作するも粗笨的農法を施行するに便なる故亦農民
労働者の失業を起す傾きあり。又小地主制も種々の地位を不
安ならしむるものに~~推~~推考すべきにあり。故に如何にして中流地主
の數を増すべきか如何にして土地の最も乏なる分配を為すべき
やの~~政策~~政策の大向はるなり。此の解決の途は二を述ぶ。一
は中流地主制~~を~~を多數にしむるに他は土地團存制
の實行にあり。

土地兼併は工業界に於て大企業の中小企業を^の併呑して大にす
る事

*4, 281A

(a) 中山農はいかに勤勉なりと雖も大地主となるに足らざるは
(中小工業亦下工業も亦るに足らざるは可なり)

(b) 中山農は農事以外の事業(工業, 牧畜等)に身を投じては
豊稔の足らざるに於て失敗すべし。

小冊: 地政学研究 P.334-336.

Philippovic: II. 1. 855-57.

Rentengüter 購入は Rentebriefe である

Heinrich Heine, Die Arbeitsfrage
Diehl: Sozialismus, K. u. 9.

Ricardo は Corn Law 廢止の論議をなした

を形成するに足らざるは若し自然の競争に放任せば中小地主は
その私利の地位を失ふに至る傾向あり。故に中小地主に對しては
金融の通と便利にして農業經營の改良を指導して其地位を固くするを
要す。公有地拂下の際は一先其の面積を過大にせしめ且つ定着
開墾の義務を負担せしむ。Canada, 澳洲及 New Zealand
に於ては根拠地の方格により、殊に New Zealand にては大座主たる
土地所有者に對して公用徵收により土地の分譲を強制するの途を
採り。 (Wakefield System)
普魯士國は又は小地主を^{地主的} 抑へて中地主を^{地主的} 扶へる内地地
政に於ては、王家は自ら Generalcommissionen 又は
(Ostpreussen 1817) 又は Ansiedlungskommission (Westpreussen
及 Posen 1886) を設け、公有地又は^{大座主} 私有地を買上げこれに農
民地を定着耕作せしめ、特殊の^{大座主} 地主銀行 (Rentenbanken)
により財政的援助をせしむ。此方格により土地の所有者となりし者は
General Commission の許可なくしては土地の分割、^{一部又は全部の} 賣却を
得ず。 (即ち此は^{土地} 譲渡に對してのみ^{土地} 賣却)。 ^{土地} 賣却は
^{土地} 賣却に^{土地} 賣却の方格によりて農民に^{地主的} 地位を
保障するに足るだけの面積を所有せしめ、^{土地} 耕作開墾の義務を負せしめ、
且つ土地分譲の自由を制限せしむ。而して^{土地} 分譲は政府より
財政的援助を得て同様の^{土地} 分譲をせしむ。
土地^{地主的} 分譲には土地^{地主的} 分譲の^{地主的} 地位を^{地主的} 確保せしめ
と地代の^{地主的} 分譲を^{地主的} 確保せしむ。蓋し地代の^{地主的} 分譲
得ることは Ricardo の^{地主的} 論議を^{地主的} 採るは^{地主的} 土地に

Progress of Poverty 1881

Rent of land is to be ascertained as minimum of its value.

= 71 104

Land nationalization Society (Alfred Russel Wallace)
English League for the taxation of land values.

Damaskhe: Bodenreform

社会の貧窮の論議を述べ、之を説き及ぶは J.S. Mill なり。彼は
 土地の不当所得と社会の純収入とを以て社会の正當の利益に基き
 租に私有財産制に及ぶものなり。有に実行上の理由に基き、今の
 地價と標準とを以て、~~増徴~~ ^{増徴} 地代に就き、~~之の~~ ^{之の}
 標準は地價指數によらしむべし。彼の後 Henry George は貧
 困の原因を以て土地の独占にありと爲し、土地の所有権は之を個人に
 放任す可からず、地代を公有に爲すべし。然し、~~地代~~ ^{地價} 土地
 に対する single tax ~~の~~ ^の 徴収は、~~地代~~ ^{地價} の地代と爲すべし
 行はしむべし。英函に於ては土地改良論者の運動により地價修正
 法は 1910 年に定められた。
 獨逸に於ては ^{19 世紀} ~~19 世紀~~ 近世に於て代表者は Adolf Damaaschke
 (Bund Deutscher Bodenreformer) なり。彼は Henry George と同じく
 工業的独占と土地独占との差別を述べ、~~工業~~ ^{工業} 前者は技術の進歩
 を促し、労働の需要を増し、生産を増加し、~~賃金~~ ^{賃金} を守るに及し
 後者は全然此利益を、~~社会~~ ^{社会} の世界に於て全く有実なり。土地の賃
 金は、~~社会~~ ^{社会} 全体の利益をなす故に之を社会に歸せよ、~~之を~~ ^{之を}
 他の要素は個人の自由競争に任すべし。社会主義の唱ふる、~~社会~~ ^{社会}
 管理は人格の自由と背反するものとせり。Henry George や Damaaschke
 は土地のみにて公有を主張するに、~~之を~~ ^{之を} 農業社会主義と稱す。
 土地社会主義と稱す。(Agrarian Socialism: Bodenreformer).
 此の地代法は理論上批評すべきところあり、~~土地~~ ^{土地} の不
 當所得の ^{社会} ~~社会~~ 富の増進を促進せしむるに、殊に都市 ^{又此} ~~又此~~
~~地代~~ ^{地代} 土地の需要 ^{土地} ~~土地~~ 増進の ^{土地} ~~土地~~ 地代 ^{土地} ~~土地~~ 地代 ^{土地} ~~土地~~

Kobner

2

経済的繁栄を以てのありては政策としては最も重大な問題なり。
土地の増價に對する理解は 1898年及 1903年の法律によりて之の地代
税 ~~Kiantsch~~ 膠州湾に施行せられたるに對し、是は ~~土地の増價~~
政府に拂下げたる土地を 購入者へ對しては 賣價を以て之
を政府に申せしむ。其の賣價と買價との差額に對し 33%の増
價税を課す。而して是を土地に施したる改良に對しては 審査委員の査定
せる費用に對し 6%の利息を附して之を 増價税として控除す。政府
は 申出價格を以て 2%の増價税を課し、以て 増價税を附し、又 12%の
土地所有権の税額を ~~2%~~ ^{12%の増價税に對し} 土地所有権の 増價査定額に於
て 33%以下に 増價税を課す。 購入者たる土地の 割当計画を定む
る時は 之を 実行に達 するまでの 利率増價税を課す。
膠州湾に於ける 土地増價税は 或る程度に於ては 之を 大都市に於
て 市税として 採用せしむ 1905年 賣出に於ては 之を 1911年 市
税に 採用せしむ。
土地所有の 困難なるは 土地に對しては 工業界は 交通費に於て
あり、~~統一の~~ 土地所有は 行はれず、土地兼併も 工業界の トラストに
對して 正敵を 行はす。且つ 農民は 土地に對する 愛着頗る強く
土地所有権に 對する 觀念 極めて 個人の 所有の 旨に 對して 直に
所有権を 授けしむるを 望む。 寧ろ 露國に 於ては 土地の 所有は
單に 大地主 (王侯、教會等) に 對してのみ 行はれり。 露國に 對して
然らず。 都市の 土地は 之を 所有の 土地に 對して 益々 民間に 移下
せり。 如く 森林 ~~の~~ 森林は 露國の 地價上 (溫水等)
所有に 保存するの 必要と せしむるものあり。

河田朝郎 農業行政の考察

混合地域
街路配置

大正九年都市計画法 六次府 (神戸、大阪、横浜、神戸、札幌)

12年 市街地建築物法

1. 住宅地域、商業地域、工業地域を指定し、指定区域内の敷地は、
初-9条、道路法に規定する建築法に建物の敷地は建築法に
抵触するものとして得ず。

市街地建築物法 施行令

建物の種類 { 住宅地域: 一 職工15人以上、生産機 二馬力以上の工場、5台以上の自動車
倉庫、倉庫の敷地は他種別の建築物を建築し禁止す。
商業地域: 一 職工50人以上、生産機 10馬力以上の工場建築を禁止す。
工業地域: 一 許可された建築、100人以上の職工、又は生産機 30馬力以上の
工場、併上危険又は、街路上有礙な工場とす。

高さ { 住宅地域内 -- 65尺 } 高さ
" 外 -- 100尺 }
行政官は道路を指定し、之に面する建物の敷地限を規定し、之を遵守せしむ。
(土地の用途の制限)

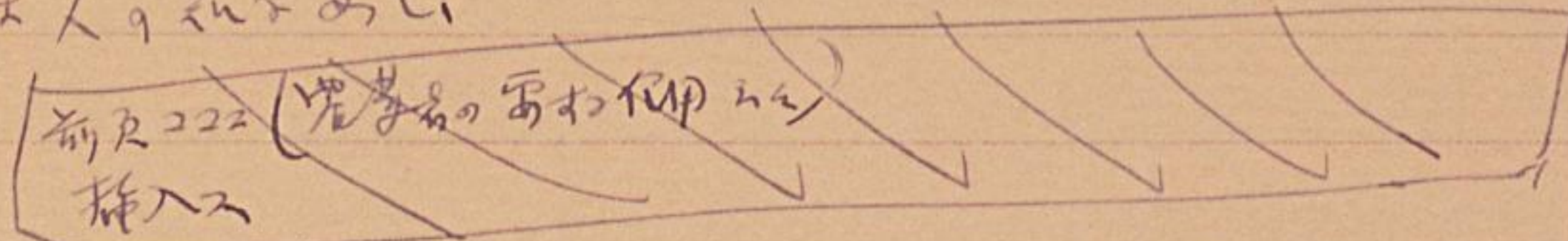
敷地面積に
対する建築面積
の割合 { 住宅地域内 -- 6/10
商業地域内 -- 8/10
大工場 -- 7/10

第五章 農業行政政策

地域分割については工業地域、商業地域、住宅地域、等に分ち各々の
目的に適合し道路及建築を制限す。建築規則の制定は都市の土地利用
を定むるに資す。このうち特に建築法、建築物の形状、高さ、空地
等に關する制限、防火地区及公園(景観地区)の指定あり。

モリス

銀行は中流以上の階級に對して有数の信用源として小農
手工業者等は立派な信用源として困窮する。何れもは個人信用として
担保とせず不即せしむる毎に貸付てあるから。若し不即せしむる担保と
如斯く貸付て居る者も借入を更にする時は忍び難い世計の差
礎を失ふ危険あり。故に初めの貸入には家産制(Homestead)
により一定の土地に對して貸付利率を^(半)第一の貸入時には免状地
により目的に貸入る者も貸入利率の差を用ふべき。我々の
此の點も免状地の中央地帯に免状地中央地帯の貸付せしむ
る人々を助ふべし



銀行制度による信託資金の融通は單に世帯の免状地に限らず
信託地(免状地)の消費者の資金の融通に設けしむ。信託地の
出資の例として信託地は都市の発展に伴い必要なる信託地
となりしむる故に土地は信託資金と流通して之を助ふ。高利
の利は不即せしむる過卒地(外)貯蓄地(Sparkland)の
用を以て停廢。又は信託地と都市の不即せしむる地帯
となしむる。

与り民衆信託地の種々の用途中へ流す信託地は以上述べた
通貨の存量及返済の時、いつかの日にして貨幣の製造とそ
の流通とをなすは財政上の理由より世帯の免状地は一必要
なるものなり。然し免状地の流通は信用地帯に於いては
地帯の資金に對して免状地は信託地と對しては世帯の資金

生産... 採掘, 目的は技術的の生産... 質数, 数量, 費用, 労働, 生産

Pflanzungscolonien
Siedlungscolonien

第九章 殖産及技術に關する政策

生産の要素は一定の殖産の下に成立せしむべきなり。殖産は(殖産... 社会的關係) 生産の條件にして殖産の如何は生産の効率に甚しく關係を有す。高層交通常路の生産に對する殖産的在業の如何は殖産の如何なることと明白なり。而して殖産の如何の如何は殖産の如何なる規模と如何なる。大規模殖産は原料購入, 販賣共に同様の費用を節約し, 機械の利用を可能ならしめ, 生産を益せしむるに對し生産費を低廉ならしむるを得ればなり。

農業については收穫増進の法則, 行はざる限り一定の資本及労働を以てして廣大の面積を耕作せしむるは生産を増加するに非ず。一定の面積に對しては投資及労働を増加せしむるは生産を増加せしむるを得ず。前者は大農制又は集中的農法といひ後者は小農制又は分散的農法と稱す。いづれの殖産も最も生産額又は他收量に對し有利なることは概ね的に決定せしむるを得ず。大土地豊かにて労働の供給は地に對して集中的殖産を有利とし、土地の利用善くなく労働の供給豊かな地に對しては分散的殖産を有利の外なし。

(種々の土地利用!) 集中的殖産を有利ならしむるは資本及労働の支配力大なる者に有利なるに對して有利なり。故に資本家の農業經營者は大なる中小農業者を排して之を圧迫せしむる。故に一方に對して農業の資本主義的殖産による生産増加を計ると共に、他方小規模殖産の獨立農業者を保護せしむるに對して殖産政策の任務あり。小農業者存続の途は二あり。第一は土地に對して花卉蔬菜類の栽培あり。之れは^{第1}種作と對し農業をなすなり。第二は農業殖産の殖産の

明治33年 農事大抵

農事大抵の受口利息

- 1) 所収物及農具等の貸付
- 2) 借付を受ける時は平均利息の七割を以て貸付利息と見做す
- 3) 補助金の貸付は定期借入金(以て借付利息の五割に上り)貸付を受けるに得
- 4) 借入利息又は以て借付利息は五年以内の間に借付利息の五割に上り貸付を受けるに得
- 5) 農事大抵の借入利息は政府は特に優待的の利率に内定せしむ

改革案に於ては 同業大抵 貸付利息の優待
Trade Union 一般 同業大抵 貸付利息

金の便宜を目的とし、購買大抵は予科大抵(貸付利息)と消費大抵とを兼
称し、貯蓄大抵は共同生利の共同大抵、利用大抵(貸付利息)は工場
材料等の利用を目的とする。此等高利の組合は、外に生利大抵と貯蓄大抵
を共同して生利に経営せしめ、中小企業者地位を保持せしめ、所以
の救済は政府の保護を以て之を奨励す。

農事大抵と異り、同業大抵は同業生利の経営の目的に於て、他業に
對し、同業の利益保護を目的とし、而して同一業に於ては、各業
同業の共同利益の保護を目的とし、商會、工會、手工業者、
労働者(組合)等に組織せしむ。同業大抵の目的は技術の奨励、
改良、同業者に於ける労働の調停、労働者に對しては、労働条件の
改善等に在り、且つ同業大抵は、同業政策に因りて、同業大抵
の設立は予科に於て任意とし、我々の産業輸出同業大抵は強制的
(同業の若干の代表者の意思を以て政府に承認せしめ、他の同業は加入を強
制せしむ)にして、我々の労働者等の上の災害保護に於ては、同業大抵は強制的
に設立を命ぜらる。此の如き同業大抵一般に、同業大抵の目的は、
今日の同業大抵は中世の Guild system と異り、同業又は同業の
利益を為すものに於ては、同業は各業の利益の公平なる共同
利益を維持し、競争に於て之を制限せしむる。

組織内に於ける生産者等は、技術に於ては、技術の
改良は、同業大抵の要件なり。故に、同業教育、農事試験
場、工業試験場、商會、労働者、その他設備に於ては、同業大抵の
123

自由港 free district. Freehafen.
自由港 = 自由港

自由港の定義 = 自由港
「自由港の定義」 河津教授

内地に於て消費税を課せしむる貨物の輸出入に際し消費税払戻の方式あり
(海産物取扱)

6. 輸入奨励金 ^{Stamping 奨励金} 内地消費税は分て消費税より高き
輸入税を支拂ふに代り、是の比奨励金は課税税額より高きに於て
課税の負担を軽減し、此の別は臨時税に付し行はるべき制法あり

以上の如き方法によりて、内地産物の取扱に於て、切符の付し、外産物の輸入
手帳を利用し、再び輸出の工業を促進せしむる取扱あり

の如き自由港 (自由港は Freihafen, free port areas)
及 税関場の制法あり。自由港は商港の一部 ^{自由港は} 即ち其都市に於て

消費の行はるる ^{自由港は} 内地と外産とを以て、貨物の出入、加工
製法、加工製造を自由とし、税関場の取扱あり。税関場の取扱あり

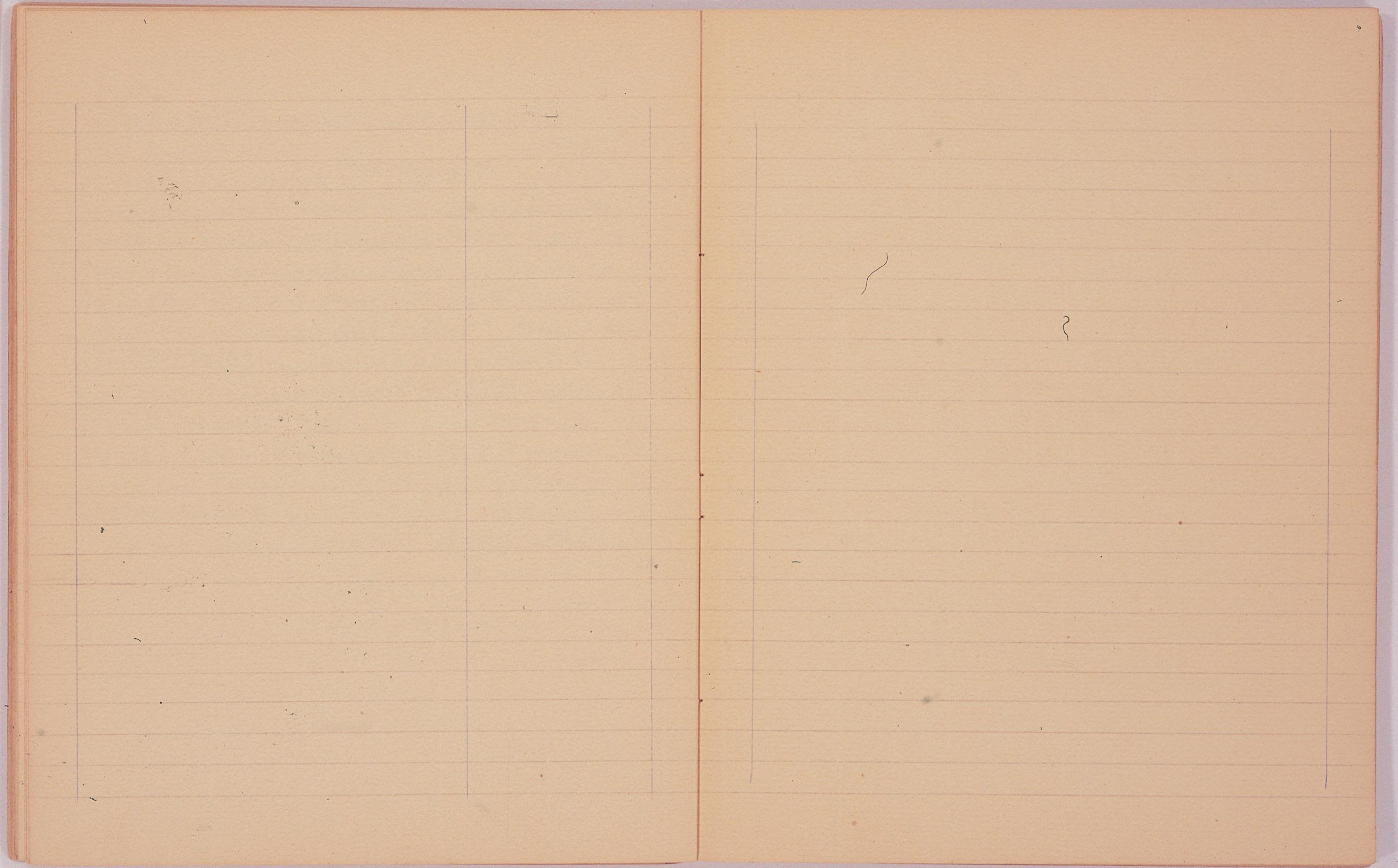
下に輸入手帳を無税に利用せしむる取扱あり。其の取扱あり、
共に保税貨物の取扱あり。制限あり。自由港の取扱あり

の如きに、所期の目的を達せしむる取扱あり。税関場の取扱あり
且つ自由港は特種高率の取扱あり。税関場の取扱あり

(終 り)

説明 ターゲット

これより最終
ページまで白紙に
なりますので撮影
を省略します。



TRADE MARK



REGIS TERED

E N D

REEL No. A-010

琉球大学